

令和2年6月

特定事業者、特定荷主及び特定輸送事業者となるべき 事業者に関する周知への御協力をお願い

平素より、経済産業行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）では、工場等（工場又は事務所その他の事業場）の設置者や荷主・輸送事業者に対し、一定規模以上の事業者にはエネルギー使用状況等を報告させ、取り組みが不十分な場合には指導・助言や合理化計画の作成指示等を行うこととしています。

規制の対象となる事業者（既に指定を受けている者を除く）について、工場等に係る措置においては、事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kl/年度以上の場合に、荷主に係る措置においては、自らの貨物の輸送量（トンキロ）の合計が3,000万トンキロ/年度以上の場合に、また、輸送事業者に係る措置においては、一定基準以上の輸送能力（トラック200台以上等）を有する場合に、事業者自ら届出を行い、特定事業者、特定荷主または特定輸送事業者の指定を受ける必要があります。

平成30年度の省エネ法改正により、貨物の所有権を有しなくとも、貨物の輸送方法等を実質的に決定している事業者も新たに荷主となることとしたため、今年度から、特定荷主となるべき事業者が増加するものと想定されます。

つきましては、貴団体の加盟事業者に対し、改めて省エネ法に基づく手続きの周知にご協力くださいますよう、お願いいたします。

詳しくは、別紙資料をご確認の上、ご対応頂ければと存じます。

お忙しい中、お手数おかけしますが、省エネルギー政策の円滑な執行に向け、何卒、よろしくお願い致します。

以上

【本件に関するお問合せ先】

（工場等、荷主）経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課
担 当：伊藤、高橋、浅沼（TEL：03-3501-9726）


（輸送事業者）国土交通省 総合政策局 環境政策課

担 当：松田、森島（TEL：03-5253-8263）

特定事業者、特定荷主及び特定輸送事業者の届出について

【特定事業者、特定荷主及び特定輸送事業者について】

- 省エネ法では、工場等（工場又は事務所その他の事業場）の設置者や荷主、輸送事業者に対し、一定規模以上の事業者にはエネルギー使用状況等を報告させ、取り組みが不十分な場合には指導・助言や合理化計画の作成指示等を行うこととしています。

エネルギー使用者への直接規制	工場・事業場	運輸		
	<p>努力義務の対象者</p> <p>工場等の設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の努力義務 <p>報告義務等対象者</p> <p>特定事業者等 (エネルギー使用量1,500kl/年以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー管理者等の選任義務 中長期計画の提出義務 エネルギー使用状況等の定期報告義務 		<p>貨物/旅客輸送事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の努力義務 <p>特定貨物/旅客輸送事業者 (保有車両トラック200台以上等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期計画の提出義務 エネルギー使用状況等の定期報告義務 	<p>荷主</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の努力義務 <p>特定荷主 (年間輸送量3,000万トン以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期計画の提出義務 委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告義務

- 規制の対象となる事業者（既に指定を受けている者を除く）は、そのエネルギー使用量又は年間輸送量を、所管の経済産業局等に届出を行い、指定を受ける必要があります。
 - 工場等…事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kl/年度以上
 - 荷主…自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送業者に輸送させる者のうち、年度間の自らの貨物の輸送量（トンキロ）の合計が、3,000万トンキロ以上
 - 輸送事業者…一定基準以上（下記表）の輸送能力を有する者（輸送機関毎）

区分	輸送能力	貨物	旅客
鉄道	車両数	300両	300両
自動車	台数	200台	バス 200台 タクシー 350台
船舶	総船腹量	2万総トン	2万総トン
航空機	総最大離陸重量	9,000トン	

なお、省エネ法で規定される輸送事業者には、貨物自動車運送事業法といった個別の事業法に基づく許可を受けた貨物輸送事業者だけでなく、自家用貨物自動車を使用して自家物流を行っている者も含まれます。

- 令和元年度時点で、特定事業者（約12,000社）、特定荷主（約800社）及び特定輸送事業者（約500社）に指定を受けている事業者は、資源エネルギー庁・国交省のHPで公表しております。
 - 工場等（特定事業者）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/index.html#classify
 - 荷主（特定荷主）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/ninushi/pdf/2019_ninushi_list.pdf
 - 輸送事業者（特定輸送事業者）
<https://www.mlit.go.jp/common/001286352.pdf>

【届出・指定の流れ】

①特定事業者

- ・ エネルギー使用量 1,500k1/年度以上の事業者は、毎年度 5 月末までに「エネルギー使用状況届出書（様式第 1）」の届出を行い、国（又は所管の地方経済産業局）が受理し、指定を受ける必要があります。

②特定荷主

- ・ 自らが荷主となる貨物の輸送量（トンキロ）を算定し、1 年度間の輸送量が 3,000 万トンキロを超える事業者（既に指定を受けている者を除く）については、毎年度 4 月末までに、所管の地方経済産業局に「貨物の輸送量届出書（様式第 27）」を提出し、特定荷主としての指定を受ける必要があります。

③特定輸送事業者

- ・ 前年度の末日時点において、一定基準以上の輸送能力を有する場合、翌年度 4 月末までに、「輸送能力届出書」を管轄の地方運輸局長宛てに提出し、「特定輸送事業者」の指定を受ける必要があります。

※ 上記①・②の申請様式は、資源エネルギー庁の HP よりダウンロードして下さい。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/index02.html

※ 上記③の申請様式は、国交省の HP よりダウンロードして下さい。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和 2 年度に限り、省エネ法に基づく関係書類の提出期限を延長します。具体的には、例年では 4 月末日又は 5 月末日までに提出が求められている書類の提出期限は 7 月末日までに延長し、例年では 6 月末日又は 7 月末日までに提出が求められている書類の提出期限は 9 月末日までに延長します。ただし、締切直前のご提出は、内容の確認等に時間を要することが見込まれるため、提出の準備が整いましたら早めのご提出にご協力をお願いします。

※省エネ法に基づく定期報告書等の提出について、「省エネ法・温対法電子報告システム」又は「電子政府の総合窓口（e-Gov）」を用いて電子的に提出することが可能です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、政府としてもテレワーク実施を強力に呼びかけている観点から、今般の期限延長に伴い、関係書類の提出を原則として電子提出いただくようお願いします。

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、省エネ法関係書類の提出等の期限を延長します」

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200428005/20200428005.html>

「令和 2 年度の定期報告書等の提出期限の延長及び電子提出のお願い」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/report/pdf/0428.pdf

※「定期報告書（様式第 9）」の特定-第 12 表等、特定事業者、特定荷主又は特定輸送事業者が提出する各定期報告書の「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に関する記入については、温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の HP を参照してください。当制度の令和 2 年度の説明会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止し、HP に資料等を掲載する予定です。

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 制度概要資料

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/about/document>

【省エネ法の義務内容】

- ・ 特定事業者、特定荷主又は特定輸送事業者に指定された事業者は、省エネ法の義務及び目標が課せられます。
- ・ 具体的には、資源エネルギー庁・国交省のHPに掲載しておりますので、ご確認ください。

① 特定事業者の義務内容

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/obligation/

② 特定荷主の義務内容

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/transport/obligation/

③ 特定輸送事業者の義務内容

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html

【本件に関するお問合せ先】

(工場等、荷主)

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

担 当：伊 藤 ito-kei@meti.go.jp

高 橋 takahashi-hidekaul@meti.go.jp

浅 沼 asanuma-norihiro@meti.go.jp

T E L : 03-3501-9726

(輸送事業者)

国土交通省 総合政策局 環境政策課

担 当：松 田 matsuda-j29i@mlit.go.jp

森 島 morishima-r2pm@mlit.go.jp

T E L : 03-5253-8263

以上